

○住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

平成18年2月23日 国土交通省告示第304号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第15条第2号の規定に基づき、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

第1 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対して、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

第2 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

- 1 設計に関する業務
- 2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- 3 建設工事に関する業務
- 4 工事監理に関する業務

第3 その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）

- 1 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- 2 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について第2の1から4までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第4 第1から第3までに掲げる場合に準ずる場合であつて、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。